

平成30年度 事業計画

I 基本方針

わが国においては、人口減少による超高齢・少子社会のさらなる進展や都市部における住環境の変化に伴い、住民同士のつながりの希薄化が進み、子育てや介護をめぐる問題、児童・高齢者の虐待問題、社会的孤立、生活困窮、子どもの貧困問題など、多様化・複雑化そして深刻化した福祉課題や生活課題が山積している。これらの課題に対応していくためには、従来の福祉の枠組みを超えた横断的な取組みが求められている。

本会においては、今までの地域福祉活動の実践を継承しながら、さらに地域福祉を推進するため、区社協や社会福祉施設、福祉活動実践者、学識経験者等の幅広い参画を得て、大阪市地域福祉活動推進委員会で検討を重ね、「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定した。「大阪市地域福祉基本計画」とも地域福祉推進の理念や方向性を共有し、地域生活課題の解決に向けて取り組むとともに、計画推進の具体的な方策や手法をまとめた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」により、実践的な取組みについても示していく。

さらに、地域においては、こども食堂や学習支援など、住民や多様な主体による取組みが芽生えているが、本会では社会全体でこどもを支えるネットワークの構築を目的として、他の社会福祉法人や社会福祉関係団体、企業やNPOなどと協働し、新たに「地域こども支援ネットワーク事業」を実施し、主体的に取り組んでいく。

また、成年後見制度の利用促進に向けた取組み強化等を目的として、関係団体はもとより、広く地域住民に対して制度を周知し、本制度を支える重要な位置づけである市民後見人の養成に一層努めるとともに、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を含めた権利擁護事業の一体的運営を図り、専門的な支援を効果的に展開していく。

地域で暮らす人々の厚い信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさと福祉によるまちづくり」の実現をめざして、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、ボランティア、NPO、企業などと協働しながら社協事業を進め、地域福祉を一層推進していく。

Ⅱ 平成30年度事業

本会の団体ビジョンと使命を明確にした中期経営計画（平成26年度策定）の最終年度を迎えるにあたり、これまでの実施結果を踏まえ、成果指標を現状に応じたものに見直すとともに、新たな取組みを進めるため、次により着実に事業を推進する。

1 「大阪市地域福祉活動推進計画」（平成30～32年度）の推進 【新規】

複雑化・多様化・深刻化する地域生活課題に対応するため、本会が、これまで行ってきた取組みや支援を継承しながら、地域福祉を一層推進する必要がある。

地域住民をはじめとする多様な主体や団体と手を携え、地域福祉を推進するため、互いにつながり、支えあうことができる地域を目指して、「大阪市地域福祉活動推進計画」を推進する。

【重点目標】

- (1) 地域福祉を担う人を広げる（担い手）
- (2) 人が集い・つながる場を広げる（居場所）
- (3) 地域で見守り・気にかけて関係を広げる（見守り）

【推進事項】

- (1) 住民相互の助け合い活動（生活支援サービスなど）の展開に向けた支援等
- (2) 多様な形態の居場所づくりへの支援等
- (3) 地域における相談支援体制の充実に向けた取組み等
- (4) 具体的な地域福祉活動を推進するための「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」作成と実践への支援

2 地域こども支援ネットワーク事業の実施 【新規】

食や学び、遊びを通じ、こども同士あるいは大人とつながる場を創設し、社会全体で、こどもを支える活動を進めるため、多様な団体が参画する「地域こども支援ネットワーク事業運営協議会」により、次の取組みを推進する。

【推進事項】

- (1) 活動団体の情報の発信及び情報共有を図るための場づくり
 - ・ホームページや広報誌での活動団体の紹介
 - ・地域こども支援団体連絡会の運営
- (2) こども支援に関わる活動団体・活動者の育成や支援
 - ・活動の立上げを検討している団体への研修や手引書の作成
 - ・新たな活動の参画者を増やす取組み（講座開催やこども食堂見学会）
- (3) こども支援活動の広報・啓発
 - ・ホームページや広報誌での発信
 - ・講演会等の開催

- (4) 活動団体を支援する企業等との連携及び情報の発信
 - ・新たな企業等の発掘と参画の促進
 - ・協力企業の支援内容をホームページで発信
- (5) 活動団体への提供物資等の仲介及び調整
 - ・社会福祉施設と連携した提供物資の需給調整

3 権利擁護に関する取組みの推進

認知症高齢者の増加、障がい者の地域生活への移行が進む中で、「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」から成年後見制度への円滑な移行・利用支援「市民後見人の養成・支援」「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築など、総合的な権利擁護に関する支援の仕組みづくりを進めるため、「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、相互の事業の専門性や機能を活かしながら、個人の権利や利益が侵害されることなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する取組みを推進する。

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用の推進

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制の整備を図り、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などを支援する。

あんしんさぼーと事業利用者の権利擁護を一層図る観点から、成年後見制度の利用が相応しい人を成年後見制度につなぎ、あんしんさぼーと事業の利用を必要とされている人が待機することなく適切に利用できるよう事業を推進する。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を支える重要な手段である成年後見制度の周知と利用促進に向け、従来の成年後見支援センターの機能に加え、新たに、「協議会」事務局の運営、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から、成年後見制度への移行支援、親族後見人支援などの機能を担い、取組みを強化する。

【事業内容】

- ア 専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」設置と事務局運営
 - ・「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築に向けた会議運営
- イ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援
 - ・両事業の一体的運営による成年後見制度への適切な移行支援
- ウ 親族後見人支援機能
 - ・専門職団体、家庭裁判所との連携協力による相談会の実施
- エ 市民後見人の養成・支援
 - ・参加者の利便性を重視した養成講座開催による養成強化
 - ・市民後見人及び市民後見人バンク登録者への研修や活動支援

- オ 成年後見制度の広報・啓発
 - ・大阪市市民後見人連絡協議会との連携による効果的な広報活動の展開及び説明会の実施
- カ 相談支援機関の後方支援
 - ・福祉関係者や後見人が本人を見守る体制（チーム）に対し、専門職を派遣する仕組みの構築
 - ・成年後見制度の利用支援に関する研修会の実施
- キ 成年後見制度の利用促進全般に関する関係機関との連携

4 社会福祉法人制度改革への対応

(1) 組織の透明性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施

平成29年11月に理事会において決定した「内部管理体制の基本方針」に基づき、ガバナンスの確保に努める。

また、会計監査人との連携により、業務の改善を図り効率的な事業運営に取り組む。

(2) 地域における公益的な取組みの実施及び社会福祉法人への支援

本会が主体となり、地域における公益的な活動として、「地域こども支援ネットワーク事業」を新たに実施し、大阪市管轄の社会福祉施設を組織化した大阪市社会事業施設協議会（児童、保育、老人、生保、地域、障がいの各団体により構成）をはじめ、企業やNPOなどと連携を図り、社会全体でこどもを支える仕組みづくりに取り組む。

また、平成29年度に大阪市地域福祉活動推進委員会で作成した「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を活用し、大阪市社会事業施設協議会と連携を図り、具体的なプログラムの提供や発表の場を通して、協働して実践を進め、社会福祉法人の公益的な取組みを推進する。

5 地域生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援

(1) 区社協支援を中心とした地域福祉活動の推進

市民が抱える地域生活課題を捉え、地域における住民主体の見守り・支えあいの活動や地域住民と福祉専門職の協働による相談支援体制の構築などが効果的に推進されるよう、区の地域福祉推進の中核を担う区社協への支援を中心として、関係機関と連携しながら、課題や推進手法に関する検討・発信を行う。

ア 区担当制を中心とした区社協活動への支援

定例のヒアリング、24区社協の状況共有、助言・情報提供、福祉局との連携、区役所を含めた計画・ビジョンづくりの支援等

イ 区社協活動に関する研修会・連絡会・検討会の開催及び情報集約・発信

区社協職員対象の各種研修、会長会・事務局長会・地域支援担当管理者会等の会議、地域支援・見守り・生活支援体制整備事業など事業ごとの会議、年間を通じた情報集約や調査

- ウ 地域福祉シンポジウムの開催等を通じた推進手法・実践事例の発信
年1回のシンポジウム開催、テーマに応じた事例集の発信、状況により学会報告や他都市での発信等
- エ 総合的な相談支援体制の充実に向けた協議・検討、関係機関との連携
市の相談支援体制会議への参加や連絡調整、モデル区への関わり、関係機関向け研修開催、生活困窮者自立相談支援事業の他法人を含む連絡会の開催等
- オ 大阪市地域福祉活動推進委員会及び関係会議の開催
学識経験者、社会福祉活動実践者、社会福祉施設関係者等の参画を得て、地域福祉活動の推進を目的とする委員会等を開催
- カ 市社協・区社協合同災害対策本部設置訓練等の開催
大規模災害に備え、市社協・区社協職員の初動体制整備や危機管理意識の醸成を図るための訓練を実施

(2) 助成金を活用した地域生活課題の解決に向けた支援

地域住民や団体が主体となって、地域でさまざまな人の交流が進み、自分らしく生活できる地域社会構築の一助とするため、地域住民が集える居場所の設置・運営に対して、共同募金を活用し、「居場所づくり支援事業」に助成する。

(3) 善意銀行の運営

市民からの善意の預託（金品・物品）を活用し、ボランティア活動や地域コミュニティづくりへの支援をはじめ、地域福祉活動の推進や大阪の社会福祉における歴史保存・伝承に取り組む社会福祉施設・団体、社会福祉関係機関などに助成する。

また、リーフレットやホームページなどにより善意銀行に対する理解を求め、新たな寄附者の拡大に努める。

(4) 介護予防ポイント事業の実施

市内在住の65歳以上の方を対象に、本事業を通じて外出機会の増加や社会参加の推進を図り、生きがいづくりや介護予防につなげる。

活動施設を高齢者施設に加えて新たに保育分野にも拡充し、より多くの方が活動に参加できるよう、事業の周知に努めるとともに、活動場所とのマッチングなど、登録後の活動につながる支援に取り組む。

6 相談支援体制の充実

(1) 地域包括支援センター連絡調整事業の推進

市内全域の地域包括支援センター及び総合相談窓口からの相談対応、連絡調整や運営を支援し、各々の圏域での地域包括ケアを推進する。

また、昨年度まで事業実施していた「認知症高齢者相談支援サポート事業」については、本事業に統合し、一体的かつ効率的な事業運営を行い、認知症サポーター養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成や組織化を支援し、家族介護者向けに認知症理解のための研修や相談会を開催する。

- ア 地域包括支援センター（認知症強化型包括支援センターを含む）・ブランチに対する相談、後方支援
- イ 業務実績集計、分析、フィードバック
- ウ 情報の共有化
- エ 職員研修の企画実施
- オ 認知症サポーター養成事業等の実施
- カ 家族介護者支援
- キ 認知症カフェ運営に係る後方支援

（２） おおさか介護サービス相談センター事業の推進

介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者からの相談を受け、情報提供や苦情相談に対する助言や調整を行い、地域包括支援センターとの連携により介護保険サービスの質の向上に取り組む。

また、福祉人材の育成を目的として、地域住民が参加しやすい研修会を開催するとともに、各区の居宅介護支援事業所などサービス提供事業所連絡会へも出向き、センター事業を説明するなど、当センターの周知を強化する。

（３） 生活福祉資金貸付事業の推進

生活福祉資金貸付事業の相談窓口である各区社協の事業が円滑に進捗するよう、全社協や大阪府社協と連携し、情報提供や研修会を実施する。

また、生活困窮者自立支援窓口との連携を一層強化するため、合同会議を開催し、事業の推進を図る。

（４） ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格取得を目指して、養成機関に在学している、ひとり親家庭の親に入学準備金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を支援する。

（５） 休日夜間福祉電話相談事業の推進

相談支援機関の窓口が閉まっている休日夜間に障がい者・高齢者の福祉に関する電話相談を実施し、関係機関などの情報を提供する。

また、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施の手引き」に基づき、関係機関との連絡調整を行う。

7 中立・公正な立場にたった事業の展開

介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

対象者一人ひとりの個別性や人権に配慮しながら、市内の要介護認定調査、障がい支援区分認定調査及び他市町村からの依頼による市内居住者の認定調査を実施する。

また、適切な認定調査をするため、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修を実施し、調査員の質の向上を図る。

8 ボランティア・市民活動の推進・強化

(1) ボランティア振興事業の推進

- ア ボランティア団体やNPO、企業の社会貢献活動を推進するため、広く相談支援に取り組む。
- イ 担い手育成に関わる福祉教育や多様なボランティア・市民活動の推進を図るため、各区ボランティア・市民活動センターなどと連携を密にし、支援する。
- ウ ボランティア・市民活動の拡充を図るため、先駆的な活動やボランティア・市民活動に関する情報発信を強化し、啓発・普及に取り組む。

(2) ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援

- ア 多様化する地域生活課題に取り組む福祉ボランティア活動を支援するため、「居場所の運営ボランティア養成支援事業」、「社会参加の空間整備支援事業」などにより、喫緊の課題である「担い手育成」や「居場所づくり」への助成を拡充する。
- イ 平成29年度に引き続き、新たな担い手を育成するため、市域の大学・専門学校・高等学校などに対して助成事業申請を働きかける。
今年度は、ボランティアセンターを設置している市域以外の大学に対して、新たに事業案内を送付し、積極的な広報に取り組む。

(3) 防災・減災、災害救援に関する支援・取組み

- ア 市域での大規模災害に備え、災害ボランティアセンター開設時の行動や関係機関との連携、役割分担などを明確にし、災害時の対応が円滑に行うことができるよう、訓練や研修に積極的に取り組む。
- イ 大阪府域において、民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携及び被災地復興支援を図ることを目的に、おおさか災害ネットワークに参画する。
- ウ 大阪府下避難者支援団体等連絡協議会(ホッとネットおおさか)と連携を図り、避難者支援を行う。

9 広報啓発活動の充実

(1) 調査、啓発及び広報活動

市民への効果的・積極的な広報活動に取り組み、本会の信頼性や透明性の向上につなげる。

広報誌「大阪の社会福祉」やボランティア・市民活動センターが発行する「COMVO」、社会福祉研修・情報センターが発行する「ウェルおおさか」の掲載内容を充実するとともに、ホームページもあわせて、より効果的な広報に努める。

(2) 大阪市社会福祉大会の開催

本会が地域福祉を推進する中核的な団体として「誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちづくり」を目指すことを宣言するとともに、社会福祉の功労者への表彰や、ボランティア活動を中心とした市民の地域活動への参加促進を図ることを目的として開催する。

(3) 人権啓発の推進

社会福祉に従事する職員として、人権問題の理解と認識を深め人権意識の向上に資するため、「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」「大阪市社会事業施設協議会」と連携を図り「大阪市社会福祉施設職員人権研修」「社会福祉施設職員人権ワークショップ」を開催する。

高齢者、障がい者、児童虐待防止推進月（週）間行事をはじめとする多様な人権活動に参画するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページ等にさまざまな取組みを掲載し、広く広報・啓発を行う。

また、人権週間を中心に市内各所で開催される各種講演会や行事、関係団体主催の人権研修への参加を促進する。

10 福祉人材の養成及び情報の発信

(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営

市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習を実施し、社会福祉を支える人材養成や社会福祉に関する多面的な情報を発信する。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 地域福祉活動を担う市民を対象とした研修の実施
- ウ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営
- エ 社会福祉施設・事業者等への人材育成等に関する相談対応及び情報提供
- オ 社会福祉に関する情報提供及び調査研究
- カ 図書資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示
- キ 貸室業務及び施設総合管理業務(株)太平ビルサービス大阪と共同体により実施)
- ク 福祉職員のためのメンタルヘルス相談の実施

(2) 新たな地域活動の担い手の育成

地域活動の担い手不足に対応するため、「地域福祉活動者研修体系」の構築に向けて検討会を実施し、新たな担い手を育成する。

また、介護、福祉、保育分野における人材確保と定着を支援するため、福祉人材センターなど関係機関と連携し、潜在的有資格者の復職支援研修のプログラム開発などに取り組む。

(3) 介護職員実務者研修通信課程（スクーリング）の実施

全国社会福祉協議会（中央福祉学院）が行う通信課程のスクーリングを実施し、介護福祉士の養成に寄与する。

(4) 次世代の社会福祉の担い手の育成（社会福祉士養成課程の実習受入）

職員の社会福祉士実習指導者研修への参加を促進し、積極的に実習生を受け入れることで、次世代の社会福祉の担い手を育成する。

(5) 就職フェアの共催

社会福祉分野の就職を希望する求職者と社会福祉施設などの採用担当者とのマッチングの機会を提供する合同求人説明会を大阪府社協などと共催し、福祉・介護分野への人材確保に努める。

(6) 大阪市・シカゴ市（姉妹都市）社会事業従事者研修・交流プログラムの実施

市内の社会福祉施設などの従事者が、シカゴ市の社会福祉専門家との交流を通じ、国際的視野と相互理解を深め、福祉の発展・充実に寄与するとともに、同市との姉妹都市交流の進展を図るため、大阪市社会事業施設協議会と連携して実施する。

1 1 福祉関係機関、団体との連絡調整

(1) 民生委員・児童委員との連携及び活動の推進

各区では、民生委員・児童委員の役割や意義の理解促進に向け、懸垂幕の設置や、リーフレットの配布など、子育て世帯や単身高齢者、生活困窮者を含め、幅広い層を対象に、民生委員・児童委員の認知度の向上を図る取組みがなされている。

民生委員制度の前身である大阪府方面委員制度が創設され、平成30年に100年を迎えるにあたり、本会においても、地域の重要な相談窓口を担う民生委員・児童委員との連携をこれまで以上に緊密に図るとともに、民生委員制度の推進を支援する。

(2) 共同募金運動への協力

赤い羽根共同募金運動には、職員が街頭募金に参加するほか、広報誌に掲載するなど大阪府共同募金会とより緊密な連携を図る。

(3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

施設・団体相互間の連絡調整、施設と地域社会の連携、関係機関・団体との連絡調整などに加え、社会福祉法人・施設が抱える課題に基づいた研修会などを協働して開催する。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

市域の社会福祉施設が人権課題への理解を深め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の取組みを、大阪府・大阪市・大阪府社協と連携して支援する。

(5) 区社会福祉施設連絡会活動の支援

市内各区社会福祉施設連絡会が一堂に会する「全体会」における各区の事例報告や情報交換を通じて、連携の強化及び活動の活性化を図る。

また、大阪市社会事業施設協議会と協力して社会福祉法人の公益的な取組みの推進を支援する。